

預金の払戻しと銀行の免責

2008年7月29日

野村豊弘

1 はじめに

金融法務研究会報告書「預金の帰属」(2003年)

金融法務研究会報告書「最近の預金講座取引をめぐる諸問題」(2005年)

(1) 預金の払い戻し

銀行(債務者)は、預金者(債権者)に対して払戻しをしなければならない。

→預金者の認定(預金の帰属)

(i) 預金者の認定に関する伝統的な理論

※岩原紳作・森下哲朗「預金の帰属をめぐる諸問題」金融法務事情1746号(2005年)
24頁

(a) 預金者の認定に関する学説の理論

- ・客観説(「自らの出捐によって、自らの預金とする意思で、自らまたは使者、代理人を通じて預金契約をした者を預金者とする」)
- ・主観説(「預入行為者がとくに他の者のために預金をする旨を表示していない限り預入行為者を預金者とする」)
- ・折衷説(「客観説を基本としつつ預入行為者が自己の預金である旨を表示した場合には預入行為者を預金者とする」)

(b) 預金者の認定に関する伝統的判例理論

判例は、客観説をとるものと解されている。

無記名定期預金(最判昭和32・12・19民集11巻13号2278頁、最判昭和48・3・27民集27巻2号376頁)※現在は行われていない。

記名式定期預金(最判昭和52・8・9民集31巻4号742頁)

(c) 銀行実務の変化

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号)、「本人確認法」平成20年廃止)

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」（「犯罪収益移転防止法」）

※太刀川浩一『「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の全面施行」金法1829号18頁

銀行が顧客との間で預金契約をする場合には、運転免許証等による本人確認をしなければならない（法4条）。

<本人確認が必要な特定取引>

「預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。第26条第1項において同じ。）の締結、為替取引その他の政令で定める取引」（4条別表）

「預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結」（政令8条）

<本人確認の方法> 施行規則

対面取引

非対面取引

<本人確認記録の作成・保存>

(ii) 誤振り込み

被仕向銀行と受取人との間の預金契約において、預金の成立を認めるかという問題。

最判平成8・4・26民集57巻2号95頁

「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。」

(iii) 「第三者のために金銭を管理している（ように見える）」口座

・最判平成15・2・21民集57巻2号95頁（損害保険会社の代理店口座 信用組合による相殺）（角・判批・金融判例研究14号）

「本件預金債権は、被上告人（損害保険会社）にではなく、訴外会社（代理店）に帰属するというべきである。訴外会社が本件預金債権を訴外会社の他の財産と明確に区分して管理していたり、あるいは、本件預金の目的や用途について訴外会社と被上告人との間の契約によって制限が設けられ、本件預金口座が被上告人に交付されるべき金銭を一時入金しておくための専用口座であるという事情があるからといって、これらが金融機関である上告人（信用組合）に対する関係で本件預金債権の帰属者の認定を左右する事情になるわけではない。」

・最判平成15・6・12民集57巻6号563頁（債務整理を受任した弁護士の口座 債務

整理の委任者に対する差押え) (片山・判批・金融判例研究14号)

「これらによれば、本件口座は、上告人甲野(弁護士)が自己に帰属する財産をもって自己の名義で開設し、その後も自ら管理していたものであるから、銀行との間で本件口座に係る預金契約を締結したのは、上告人甲野であり、本件口座に係る預金債権は、その後に入金されたものを含めて、上告人甲野の銀行に対する債権であると認めるのが相当である。」

・東京高判平成11・8・31(マンションの管理費口座)

(2) 銀行の免責

(i) 問題の整理

預金の名義人に対する払戻し、預金の名義人に対する債権との相殺
通帳・印鑑の盗難などにおける無権限者(預金の名義人でない)に対する払戻し
(盗難カードによる払戻し)
偽造カードによる払戻し

(ii) 最判平成15・4・8民集57巻4号337頁

通帳と暗証番号によるATMの払戻しについて、民法478条を適用したが、銀行に過失があるとされた(預金者に通帳と暗証番号による機械の払戻しが可能であることが説明されていなかった)

(iii) フランスの最近の判例

最近は、カードの無権限利用に関する裁判例はあまり雑誌に掲載されていない。

2008年3月28日破毀院第1民事部判決

支払いカードの紛失・盗難の場合に、カード保有者がカード利用の慣行上、適切な期間内に支払いの差し止め手続きをとったときは、重大な過失がない限り、損失を負担しない。重過失の立証は、カードの発行者が証明しなければならない。正しい暗証番号が使用されたことは、重大な過失の証明とならない(重過失が推定されないという意味)。なお、証明責任に関する法理論は、以前から判例で認められていた。

(iv) 債権の準占有者に対する弁済(民法478条)、表見代理(民法109条)

(v) 約款の免責条項

(a) 普通預金規定ひな型

「8.(印鑑照合等)払戻請求書、書届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届出の印鑑(または署名鑑・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。」

(b) カード規定〔試案〕

「10. (暗証照合等) … (2) 当行が、電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金を払戻しをしたうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造によるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任は、この限りではありません。

(3) 当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、書届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いました場合にも前項と同様とします。」

(vi) 最近の裁判例

・キャッシュカードによる払戻し

東京地判平成19・3・15判タ1256号124頁（銀行に過失はない）

最判平成5・7・19判時1489号111頁（真正カードと正しい暗証番号が入力された場合に銀行の免責を認めた）

・盗難（強盗・騙取）通帳と届出印鑑による払戻し

福岡高判平成18・8・9判タ1226号165頁（銀行担当者の過失を認めた）

大阪地判平成18・4・11判タ1220号204頁、金商1249号55頁（銀行担当者に過失はなかった）

東京地判平成16・9・24判タ1170号227頁、金商1206号14頁（印鑑照合について銀行の過失を否定、銀行および銀行協会の不法行為責任も否定）

福岡地裁飯塚支部判平成15・9・3判タ1153号173頁（銀行の担当者に過失はなかった）

名古屋地判平成4・3・18判時1442号133頁、判タ791号190頁、金商900号17頁

・盗難通帳と偽造印による払戻し

福岡地判平成17・6・3判タ1216号198頁（銀行側に過失があった）

2 預金者の保護

(1) 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成17年法律94号）（預金者保護法）

偽造カード・盗難カードによる不正の払戻しから預金者を保護する目的で制定された（議員立法）。

(i) 偽造カード・通帳による不正の払戻しの効力

民法478条が適用されない（法3条）。

預金者保護法の定める要件をみたした場合に、払戻しが有効とされる（4条1項）。

- ①預貯金者が故意である場合
- ②金融機関が善意・無過失であり、かつ預貯金者に重大な過失のある場合

(ii) 盗難カード・通帳による不正の払戻し金額の補てん

・預金者保護法の定める要件をみたした場合に、預貯金者は、払戻し金額の補てんを金融機関に請求できる（5条1項）。

- ①カードの盗取されたことを金融機関へ速やかに通知すること
- ②カードの盗取に関する状況を金融機関の求めに応じて遅滞なく説明すること
- ③カードの盗取に関する届出を捜査機関に提出していることを金融機関の申し出ること

・預金者保護法の定める要件をみたした場合に、金融機関の補てん額は4分の3となる（同条2項）。

- ①金融機関が善意無過失であること
- ②預貯金者に過失があること

・預金者保護法の定める要件をみたした場合に、金融機関は補てんしなくてよい（同条3項）。

- ①金融機関が善意無過失であること
- ②預貯金者の重大な過失によること、配偶者等により払戻しであることまたは預貯金者が重要な事項について偽りの説明を行ったこと

(2) 全銀協の申し合わせ（預金者保護法の対象とならない盗難通帳およびインターネット・バンキングによる預金の不正払戻しについて）

※岩本秀治・辻松雄「盗難通帳およびインターネット・バンキングによる預金の不正払戻しに対する自主的な取組み」金法1831号25頁

預金者保護法の対象とならない盗難通帳およびインターネット・バンキングによる預金の不正払戻しについて、銀行が善意無過失の場合であっても、預金者に責任がない場合に、補償を行う。

3 振り込め詐欺

(i) 被害者による預金の取り戻し

東京地判平成17・3・30金法1741号41頁（山田・判批・金融判例研究16号）

預金者に対する不当利得返還請求権を被保全債権として、同預金者の銀行に対する預金返還請求権を代位行使することを認めた。

(ii) 振り込め詐欺救済法

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律（平成19年法133号未施行）

※干場力「『振り込め詐欺救済法に係る全銀協のガイドライン（事務取扱手続）』の概要」
金法1840号12頁